

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年6月5日 午前10時00分 招集
2. 令和2年6月8日 午前10時00分 開議
3. 令和2年6月8日 午前11時27分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	9 番	園田浩文
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

#### 欠席議員

8 番 谷崎利浩

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	農業委員会事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	加藤勇二郎	ほけん課長	古閑茂雄
観光課長	秦美保子	住環境課長	藤田浩司
人権啓発課長	市原吉治	市民課長	森永智保
まちづくり課長	荒木仁		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局次長 市原多喜男

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 承認第 9 号  | 専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について           |
| 日程第 2  | 報告第 3 号  | 令和元年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について          |
| 日程第 3  | 報告第 4 号  | 令和元年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について          |
| 日程第 4  | 報告第 5 号  | 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について     |
| 日程第 5  | 議案第 48 号 | 阿蘇市介護保険条例の一部改正について                     |
| 日程第 6  | 議案第 49 号 | 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について              |
| 日程第 7  | 議案第 50 号 | 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について                 |
| 日程第 8  | 議案第 51 号 | 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について            |
| 日程第 9  | 議案第 52 号 | 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について         |
| 日程第 10 | 議案第 53 号 | 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について           |
| 日程第 11 | 議案第 54 号 | 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について        |
| 日程第 12 | 議案第 55 号 | 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について            |
| 日程第 13 | 議案第 56 号 | 熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について |
| 日程第 14 | 議案第 57 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について                 |
| 日程第 15 | 同意第 4 号  | 阿蘇市農業委員会委員の任命について                      |
| 日程第 16 | 諮問第 1 号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                       |
| 日程第 17 | 報告第 6 号  | 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について   |
| 日程第 18 | 報告第 7 号  | 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について   |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。8 番議員谷崎利浩君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

お諮りいたします。日程第 1、承認第 9 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第 9 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 日程第 1 承認第 9 号 専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、承認第 9 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 9 号、専決処分いたしました令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

別冊 1 の 1 ページをお願いいたします。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策関連の補正予算でございまして、事業者の皆様へ早急な支援が必要でございましたので、先月の臨時会後の全員協議会におきまして事前説明をさせていただき、5 月 14 日付で専決処分を行ったものでございます。

まず、第 1 条を見ていただきますと、本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,000 万円を追加し、214 億 4,199 万 1,000 円といたしております。

まず、歳入予算のほうから御説明をいたします。今回の補正予算につきましては、全体で 1 億 4,000 万円を追加しておりますが、その財源といたしましては全額を財政調整基金の繰入金で対応することといたしております。その結果、財政調整基金につきましては、今年度 6 億 4,400 万円を取崩すこととなりますので、予算上は残高が約 9 億円程度になる見込みでございます。

次に、歳出予算になります。6 ページをお願いします。金曜日の全員協議会におきまして、まちづくり課のほうから説明がありました、コロナ対策といたしまして、今回阿蘇市独自の2つの支援策を創設いたしまして、予算計上をしております。全員協議会と重複する部分がありますけれども、簡単に説明させていただきます。

まず、1点目といたしまして、事業継続支援補助金1億1,000万円を計上しております。コロナ対策といたしまして、一時休業や時短営業の取組みを行い、今後も阿蘇市内において事業継続意思のある事業者に対しまして、1事業所当たり13万円の補助金を交付するものです。

次に、その下の2点目といたしまして、事業継続支援補助金（家賃補助）3,000万円を計上しております。本件につきましては、店舗等の5月分の家賃月額2分の1に相当する額を1事業者当たり5万円を限度額として補助するものでございます。既に5月20日から受付を開始しております、事業継続に向けた独自の支援を進めているところでございます。

以上、新型コロナウイルス感染症対策関連経費といたしまして1億4,000万円を追加する補正予算を編成しております。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田です。

各事業者さんに13万円上限で給付金を出すということで、大変助かっている話を聞いております。大体1億1,000万円を1事業者13万円で割ると大体850事業者ぐらいになると思います。それと、3,000万円のほうも上限5万円で計算すると、大体600事業者ぐらいが予算計上してあると思いますが、現状、今どの位の申請があっているのか、答弁願います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

それでは、現状の申請状況等について御報告させていただきます。これは、先日の全員協議会のほうでも報告をさせていただきましたが、6月4日現在の数字でございますが、13万円のほう、事業継続支援補助金、こちらにつきましては今現状、申請が46件でございます。若干書類等の提出の不備等もございまして、今保留件数が19件ということで、決裁処理済みとしては434件、処理金額としましては5,642万円を振り込みさせていただいております。

家賃につきましては、申請が74件ございまして、決裁処理が55件でございます。処理金額につきましては135万8,000円を振り込ませていただいております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） この事業者に聞いてみますと、国でやっている持続化給付金と何か間違っていて、前年度に比べて50%は落ちてないから申請ができないとか、そういうふうに勘違いされている方もいらっしゃると思いますので、何とか市のほうで啓発できればと思っております。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） これにつきましては、臨時議会で御承認いただいたもので、5月の広報誌に間に合っておりません。6月の広報誌のほうには詳細に載せさせていただいておりますので、今後、そういった広報誌が回れば、事業についてももう少し浸透するのかなと思っておりますし、期間についても6月30日までということでしたので、今朝からもお知らせ端末等で事業関係について告知しておりますので、またそちらのほうでお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第9号を採決いたします。承認第9号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第9号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、承認することに決定いたしました。

## 日程第2 報告第3号 令和元年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第2、報告第3号「令和元年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました報告第3号、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。

はじめに提案理由ですけれども、本件は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、次の2ページをお願いします。まず表の説明をさせていただきます。左から右に見ていきますと、左端から予算科目の款と項がございまして、その隣が令和元年度から繰越した事業の名称が記載してあります。4列目の金額欄につきましては、議会で既に承認をいただいた繰越限度額でございまして、その右隣が翌年度繰越額、これが令和2年度に繰越した額を表しております。さらに、その右隣、左の財源内訳につきましては、先ほどの翌年度繰越額、こちらの財源内訳となっております。

それでは、一つ例にとって説明させていただきたいと思っております。上から6行目の阿蘇中部地区広域農道整備事業については、金額欄に記載してあります2,500万円が繰越承認額でござ

ざいまして、この承認額に対し実際に繰越した額が翌年度繰越額の欄になりますけれども、同じ 2,500 万円ということになります。その財源内訳といたしまして、その他の欄に 2,390 万円が書いてございますが、これは合併特例債、地方債でございます、残りの 110 万円が一般財源となります。なお、こちらには書いてございせんが、繰越しの理由といたしましては、既に契約は終わっておりますけれども、用地取得に不測の時間を要したことにより繰越すものでございます。

以上のような観点で数字を見ていただければよいかと思えます。なお、令和 2 年度への繰越明許費は、全部でこの表 27 件ということになっておりますし、総額で約 8 億 5,000 万円を翌年度に繰越すことといたしております。

以上、御報告をさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 3 号は、これで報告を終わります。

### 日程第 3 報告第 4 号 令和元年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、報告第 4 号「令和元年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました報告第 4 号、令和元年度一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

議案集の 3 ページをお願いいたします。

まず提案理由のほうですけれども、本件は事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

この繰越計算書につきましては、次の 4 ページをお願いいたします。先ほどの繰越明許費とは若干様式のほうが異なりますが、上から 2 行目の仙酔峡ロープウェイ鋼索撤去等事業を例に取って説明をさせていただきます。こちら左から右に見ていただきたいと思えます。まず、仙酔峡ロープウェイ、左から 4 列目の支出負担行為額欄の 5,961 万 6,000 円、こちらにつきましては、令和元年度に支出を予定していた事業費になります。そのうち 2,014 万 6,000 円を支出しております、残りの 3,947 万円が支出できなかった支出未済額ということになります。この 3,947 万円と隣に書いてあります支出負担行為を今後予定している額 1,538 万 4,000 円を足した額が翌年度の繰越額 5,485 万 4,000 円になります。その繰越額の財源といたしましては、既収入特定財源の欄に同じ額が書いてあると思えますけれども、この 5,485 万 4,000 円につきましては、全額が熊本地震復興基金からの繰入金でありまして、既に平成 30 年度に繰入れを行っているものでございます。一般財源のほうは、持ち出しは

0ということになっております。

なお、繰越理由といたしましては、全員協議会のほうでも説明させていただいておりますが、一番右端にあります、昨年4月14日に中岳火口の噴火警戒レベルのほうが2へ引き上げられたことを受けまして、現場周辺に立ち入ることができなくなったため繰越しを行うものでございます。

以上のような観点で数字及び説明を見ていただければよいかと思っております。

なお、事故繰越しの総額につきましては、全体で4件ございますが、約1億3,400万円ということになっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第4号は、これで報告を終わります。

#### 日程第4 報告第5号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、報告第5号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第5号、令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

議案集の5ページをお願いいたします。提案理由でございます。本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページをお願いいたします。こちら繰越計算書になります。下水道事業費の繰越額につきましては、5列目に記載しております。1億6,224万4,000円、この内訳につきまして御説明申し上げます。

まず、処理場の汚泥棟の耐震診断委託料、これにつきまして731万円、そしてその耐震改築工事につきまして1億4,787万円、更に東黒川地区の舗装復旧工事につきまして706万4,000円となります。6月中に日本下水道事業団と変更協定を結びまして、速やかな事業実施を目指すこととしております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 5 号は、これで報告を終わります。

#### 日程第 5 議案第 48 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 48 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案集の 7 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 48 号、阿蘇市介護保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず提案理由でございますが、本件は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。いわゆる上位法の改正によるものでございます。

詳細につきましては、8 ページをお願いしたいと思います。今回の改正におきましては、昨年の 10 月から消費税が 10%に引き上げられたことに伴いまして、保険料を減額されていたところでございますが、令和元年度におきましては 10 月からの引上げで半年間ということでもございましたので、完全実施の 2 分の 1、半年間分の減額を昨年の 6 月議会にて議決をいただいたところでございます。今回は、令和 2 年度は丸々 1 年間分、いわゆる完全実施となりますので、阿蘇市には介護保険は 9 段階ございまして、その基準額は 5 段階目の部分になります。その年の年額 6 万 8,400 円に対しまして、まず第 4 条の第 2 項、これは 0.3 を乗じた金額で 2 万 520 円という減額になります。第 3 項、同じく基準額に 0.5 を乗じた金額で 3 万 4,200 円。第 4 項、この分につきましても同じく基準額から 0.7 を乗じた金額で 4 万 7,880 円とそれぞれ減額となっております。

来年度以降につきましては、今年が介護保険制度の改正、第 8 期が来年度から始まります。またその金額が決定した分从这个減額というのが続くような形になっております。

以上、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。議案第 48 号から議案第 57 号までの質疑は、御承知のように会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。よって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 6 議案第 49 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 49 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。



市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の9ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第49号、阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、10ページをお願いしたいと思います。今回の改正につきましては、5月8日の臨時議会におきまして議決いただきました阿蘇市国民健康保険条例の一部改正と同じ内容でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染が疑われる者が対象の傷病手当金の支給に伴うものでございます。ただし、後期高齢の分につきましては、保険者が熊本県の広域連合という形になっておりますので、大本の制度の改正は広域連合にて条例を改正しております。市におきまして、改正後の、一番下に書いてありますとおり、その支給に係る申請書の受付を行うということで、事務を行うという形になります。その分を今回、第2条に加えているところでございます。減額の内容につきましては、すべて国民健康保険と同じでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第7 議案第50号 令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第7、議案第50号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました議案第50号、令和2年度阿蘇市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊2の1ページをお願いいたします。今回の補正予算（第3号）につきましては、第1条に書いてあります既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,053万9,000円を追加いたしまして、219億6,253万円の編成といたしております。

第2条、第3条の繰越明許費補正と地方債補正につきましては、少し飛びまして5ページ、6ページのほうで説明したいと思います。

5ページをまずお願いいたします。まず、第2表繰越明許費補正では、防災行政無線デジタル化整備事業17億円を翌年度まで繰越すことといたしております。当初予定どおり令和4年度からの新システムの本格運用を目指すものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第3表地方債補正ということで、上の段の2つの事

業につきましては、新たに地方債を追加しております。またその下の段の3つの事業につきましては、起債の限度額、こちらのほうを変更するものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。こちらのほうは今回の補正予算歳出分の財源内訳になります。一番下の歳出合計を見ていただきますと、今回の補正額5億2,053万9,000円に対しまして、国・県の支出金が約3億6,500万円、地方債のほうが1億5,250万円、一般財源の持ち出しについては0となっております。

次に、歳入予算の主な項目について御説明します。

10ページをお願いいたします。10ページの2行目右端になります。平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、今回の補正予算で2つの事業504万9,000円を追加いたしております。対処事業につきましては、後ほど歳出予算の中で説明させていただきます。

続いて、そのページの一番下の段になります。款18の項1の目1財産貸付収入の下から2行目、普通財産の貸付けで括弧書きしてあります農業施設用地を追加計上しております。農業施設用地につきましては、先の3月の定例会におきまして、旧慣使用ということで、中萩の草牧野と舞谷牧野の一部を蔬菜園芸用及び放牧用として使用する4件について御承認をいただいたところでございますが、貸付けに伴う収入147万2,000円を計上しております。なお、本件につきましては、歳出予算におきまして貸付料の85%を地元牧野組合のほうへ、13%を中通財産区のほうへ分収割合に応じて支出することといたしております。

続いて、歳出予算について説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。歳出予算の全般的事項といたしまして、毎年のこととなりますけれども、6月の補正予算におきましては、4月1日付の職員の人事異動に伴いまして、当初予算額から人件費が大幅に変更になります。節レベルで申し上げますと、2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費など多くの費目で増減調整を行っております。なお、今回の補正で人件費全体といたしましては、約2,100万円程度の減額といたしております。

次に、14ページを御覧ください。14ページ、一番上の目の6番企画費になります。JRのほうから内牧駅のトイレの寄贈を受けまして、その維持管理費用を合計で60万1,000円計上いたしております。

次に、少し飛びまして22ページをお願いいたします。22ページの一番下の3行を見ていただきたいと思えます。目の4児童福祉施設費になりますが、ここでは乙姫小学校跡地に予定しております子育て支援センター移転改修事業といたしまして、各種申請等手数料、それから監理業務委託料、工事請負費を合わせまして1億3,412万3,000円を計上いたしております。なお、財源内訳といたしましては、まず国・県支出金の欄に記載しております1,305万1,000円、こちらが国庫補助金になります。また、地方債欄の1億1,500万円、こちらにつきましては充当率が95%の合併特例債を予定しておりまして、結果、一般財源の持ち出しといたしましては約600万円程度になる見込みでございます。

次に、26ページをお願いいたします。26ページの中段よりやや下の目の3農業振興費になります。18番負担金補助及び交付金の阿蘇火山防災園芸対策事業補助金ですが、施設園芸農家の方のビニール資材の更新費用、こちらの2分の1である2,750万1,000円、これを

県支出金で全額対応することといたしております。

次に、同じ 26 ページの一番下になります。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金（施設整備）につきましては、5 つの事業体の牛舎等建設に対する 2 分の 1 の補助でありまして、2 億 8,604 万 2,000 円全額を県支出金で対応することといたしております。

次に、28 ページをお願いいたします。28 ページ、一番上の観光施設一般工事 164 万 4,000 円につきましては、古代の里キャンプ村の配管工事、それと進入路の補修工事を併せて計上しております。

次に、29 ページをお願いいたします。29 ページ、中段の款 7 の項 2 の目 1 道路維持費になりますが、道路維持工事（社会資本整備事業）1,415 万 2,000 円を追加計上いたしております。こちらは、国から社会資本整備総合交付金の内示を受けまして、阿蘇神社線など 3 路線の舗装等工事を行うものでございます。

次に、30 ページをお願いします。30 ページの中段、款 7 の項 3 の目 1 河川事業費につきましては、財源を変更しております。河川土砂の掘削につきましては、本年度緊急浚渫推進事業債、起債が創設されまして、元利償還金の 70%が交付税として後年度措置されますので、一般財源から財源を組替えております。

次に、37 ページをお願いします。37 ページの上から 2 行目と 3 行目になります。山田体育館防災機能拡充事業ですが、指定避難所でもあります山田体育館の防災機能拡充を目的といたしまして、トイレを洋式化にするものでございます。設計委託料と工事請負費を合わせて 2,090 万円計上させていただいております。財源につきましては、全額が緊急防災減災事業債、起債を充当することといたしております。こちらでも元利償還金の 70%が交付税に後年度算入される予定でございます。

最後に、38 ページの右端の上から 3 行目になります。農家の自力復旧支援事業補助金については、申請件数が増えまして 500 万円を追加で計上しております。なお、財源につきましては、県の熊本地震復興基金交付金を全額充当する予定でございます。

またその下の地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金、こちらについても復興基金交付金を全額充当することといたしております。

以上、5 億 2,053 万 9,000 円を追加する補正予算を編成いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 22 ページ、目 4 児童福祉施設費ですけれども、乙姫に 1 億 3,000 万円ほどかけて子育て支援センターをつくれますけれども、これ結構なことだと思いますけれども、2、3 年前から公営と民営とか検討されておりましたけれども、公設でされますけれども、運営についてはどのようにする訳ですか。現在、すくすくと、ぴよぴよとか、公営と民営がありますけれども、どちらの方法で運営をするのかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） おはようございます。

ただ今の質問に関しましては、以前から申し上げているとおり、今後も公設公営として運営を続けていくという方針でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 1 点だけ。29 ページの備品購入費のこの公用車の 3 トントラック、650 万円、これは、職員さんも運転される場合がありますかね。これ、免許の取得の年度によっては、2 トン車以上というのは乗れない方もいらっしゃると思うんですけども、説明、よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 基本的には、現在まで使用していましたが 2 トントラックが老朽化ということで、作業用がメインとなりまして、今回 3 トントラックはダンプに加えまして、ダンプ部分がスライドして重機が載せられるというトラックを購入しようと考えております。基本的に作業員さんにつきましては、そういう免許をお持ちですので、トラックの運転は可能と考えております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 8 議案第 51 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 51 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 51 号、令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

資料につきましては、別冊 3 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。本予算につきましては、第 1 号補正となります。今回の補正につきましては、歳入計上はございませんが、歳出におきまして人件費の調整及び事業費の組替えを行っております。

4 ページをお願いいたします。款 1 総務費、目 2 維持管理費です。人件費につきましては、4 月の定期異動に伴う減額としております。その分につきまして、次のページの 5 ページをお願いします。こちら修繕料のほうに組替えし、568 万 1,000 円の増額としております。

続きまして、款 2 事業費、目 1 下水道事業費でございます。人件費の減額分、及び工事請負費の減額分につきまして、委託料に組替えております。南黒川地区の実施設計に充当するものでございます。

以上の補正の結果、既定の歳入歳出予算総額の変更はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第9 議案第52号 令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第9、議案第52号「令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第52号、令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊4を御覧ください。

1ページをお開きください。今回の補正予算は、第2号となります。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ34億6,732万3,000円としております。

4ページを御覧ください。まずは歳入でございます。款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金としまして、人件費並びに事務費の繰入金としまして、一般会計のほうから316万9,000円追加ということで補正をしております。

続きまして、5ページを御覧ください。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費としまして316万9,000円でございます。これは、人事異動に伴います人件費の補正でございます。5ページの欄は、すべて人件費の部分となっております。

続きまして、6ページでございます。款3国民健康保険事業費納付金でございます。6ページにつきましては、項1医療給付費分、中ほどの項2後期高齢者支援金分、一番下になりますけれども項3介護納付金分ということで、これは保険者であります県への納付金でございます。令和2年度の納付金の額が確定しましたので、今回補正ということでございます。当初予算比較しますと約418万5,000円ということで追加の補正となっておりますのでございます。

続きまして、7ページでございます。7ページ、一番下の段でございます。予備費でございますけれども、これの財源調整としまして納付金の分につきましては427万1,000円を補正しているということでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第10 議案第53号 令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 10、議案第 53 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 53 号、令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 5、1 ページを御覧ください。今回の補正予算は、第 1 号となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 348 万 7,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 34 億 6,411 万 4,000 円としております。

詳細につきましては、4 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料としまして、現年分の特別徴収並びに普通徴収の保険料を 1,722 万円減額しております。これは、先ほど条例で出ささせていただきました消費税増税に伴います住民税非課税世帯の保険料の軽減分でございます。

続きまして、中ほどの款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 3 その他一般会計繰入金としまして、職員給与等の繰入金並びに事務費等を入れております。人件費につきましては、人事異動に伴う改定でございます。

下の段でございます。目 4 低所得者保険料軽減繰入金としまして 1,722 万円を計上しております。先ほど保険料を軽減した分でございますけれども、この分につきましては全額を国・県・市町村で負担ということになります。国が 2 分の 1、県 4 分の 1、市が 4 分の 1 ということとなっております。

続きまして、5 ページを御覧ください。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費としまして、ここの部分につきましては人事異動に伴います人件費の補正をいたしております。

続きまして、6 ページでございます。中ほどでございますけれども、保険給付費の部分でございますけれども、項 1 介護サービス等諸費、下の段でございます、項 2 介護予防サービス等諸費ということでございまして、先ほど保険料の部分で減額しまして国・県からの繰入金と、一般会計から繰り入れて財源、国・県・市町村でございますけれども、その部分を充てておりますので財源変更という形で計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 54 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、議案第 54 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 54 号、阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 6、1 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、第 1 号となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 241 万 1,000 円を減額しまして、歳入歳出それぞれ 4 億 5,815 万 8,000 円としております。

詳細は、4 ページを御覧ください。歳入でございます。款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目、事務費繰入金としまして 153 万 6,000 円を減額しております。

続きまして、下の段でございます。款 6 諸収入、項 5 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入としまして 87 万 5,000 円を減額しております。これは、当初予算に上げておりますけれども、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業の収入でございまして、この事業につきましては全額広域連合から受託を受けるものでございまして、今回 87 万 5,000 円減額ということでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。

まず、節 1 の報酬でございます。先ほど申しました高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施事業に関わりまして、広域連合の受託事業の事業内容が詳しく説明がございまして、当初は複数名の正職の保健師でこの事業に対応するというようにしておりましたけれども、今回専任でなければということで、この委託費の中が示されましたので、今回会計年度任用職員を雇用しまして専門的にやっていくということでございます。

それと 6 ページでございます。6 ページ、一番下の委託費でございます。これは、先ほど申しました高齢者の保険事業と一体化事業でございますけれども、個別に対応する部分につきまして、先ほど申しました会計年度任用職員と一部委託をいたしまして、令和 2 年度は 561 名の個別対応をしていきたいと思っております。これにつきましても、当初兼任で対応するというようにございましたけれども、専門的にということに委託をして実施をしていくということでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第 12 議案第 55 号 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 55 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○**財政課長（廣瀬和英君）** 別冊7の1ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第55号、令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について、説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を1,849万9,000円といたしております。

まず、歳入について御説明いたします。4ページをお願いいたします。歳入につきましては、1項目のみでございます。一般会計繰入金19万2,000円を追加計上いたしております。この繰入金につきましては、先ほど一般会計補正予算のほうで御説明いたしました旧慣使用ということで、中萩の草と舞谷の原野の貸付収入の13%の額、19万2,000円を一般会計のほうから財産区の収入として計上するものでございます。

次に、歳出予算になります。次の5ページをお願いいたします。5ページの上の段の1の2の1諸費になります。先ほどの一般会計からの繰入金を財源といたしまして、その3分の1の額を入会権者であります中萩の草牧野組合、それから舞谷牧野組合のほうへそれぞれ支出助成するもので、合計6万4,000円を計上いたしております。また、一般会計繰入金の残りの金額12万8,000円につきましては、予備費に追加しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（湯浅正司君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**議長（湯浅正司君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第13 議案第56号 熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について

○**議長（湯浅正司君）** 日程第13、議案第56号「熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長（高木 洋君）** 議案書の11ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第56号、熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更について御説明を申し上げます。

まずこの提案理由でございますけれども、本件につきましては熊本市と阿蘇市との間における連携協約の一部を変更するために、地方自治法第252条の2第4項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

まず、熊本市との連携協定、いかなるものかと申し上げますと、今後の人口減少、また少子高齢化社会にあっても、地域経済を持続可能なものとして地域住民が安心して暮らすことができるように中枢都市であります熊本市と阿蘇市が1対1で地方自治法に基づく協約を締



結して、広域連携事業を実施するものであります。当初の締結につきましては、平成 28 年 3 月定例会におきまして上程、御承認をいただいております。今回は協約項目の追加となっているところでございます。

12 ページ、13 ページをお願い申し上げます。現在 3 つの政策分野、20 項目について締結をしておりますけれども、今回新たに生活機能の強化に係る政策分野といたしまして、環境の保全の項目を追加するものであります。取組み内容といたしまして、良好な自然環境を維持、持続可能な資源循環型の社会を形成するために環境の保全に取り組むものといたしております。

次に、甲である熊本市の役割といたしまして、乙と連携して、乙が阿蘇市になります、阿蘇市と連携して環境の保全に取り組むとともに、圏域市町村全体の調整を行う。乙の役割、甲、熊本市と連携して、阿蘇市は環境の保全に取り組む、そういったこととございます。なお、この連携協約に関しましては、熊本市と県内約 17 の市町村が連携協力し、事業を進めているところでございます。

以上、御提案を申し上げますので、御審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 14 議案第 57 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 57 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 議案集の 14 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 57 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、御説明申し上げます。

提案理由ですが、本件は旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町手野字北山 2853 番 1 の一部でございます。地目については市有原野で、地積は 45 万平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は採草利用でございます。使用期間は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までで、使用料は 50 万円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道 45 号阿蘇公園菊池線、通称ミルクロードと呼ばれておりますが、その北側の宮坂牧野組合の入会地でございます。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

- 議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
お諮りいたします。日程第15、同意第4号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」並びに日程第16、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。よって、同意第4号並びに諮問第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 日程第15 同意第4号 阿蘇市農業委員会委員の任命について

- 議長（湯浅正司君） 日程第15、同意第4号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

- 経済部長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました同意第4号、阿蘇市農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

提案理由ですが、本件は阿蘇市農業委員会委員の任期満了、令和2年7月19日に伴い、阿蘇市農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

今回の委員の選任においては、4月1日から4月28日まで委員候補者の推薦・自薦の公募を行いました。期間中19名の届出があり、評価基準による評価を行った結果、議案記載のとおり、新任12名、再任7名、計19名を選任いたしました。任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

次ページ、17ページに参考資料として委員の名簿を添付しております。

御審議方、よろしくお願いいたします。

- 議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第4号について採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第4号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

#### 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（湯浅正司君） 日程第16、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の18ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。まず提案理由でございますが、本件は人権擁護委員の解職に伴い、委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

今回、法務大臣が委嘱する人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在、阿蘇市には9名の委員がおられますが、そのうち1名の方が令和2年3月31日付で辞任ということになりまして、解職となりました。したがって、新たな候補者を指名するものでございます。

今回、推薦する方は、川島まゆみ氏でございます。永草在住で、新任で1期目の推薦でございます。任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間となります。

経歴につきましては、19ページに載せております。載せてありますとおり、川島氏は、カラオケなどを通じまして、高齢者や多くの方々に対しまして活動を現在されております。地域の方々の人望も厚く、積極的かつ活発な委員活動が期待できる候補者でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、諮問第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

日程第 17 報告第 6 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出  
について

○議長（湯浅正司君） 日程第 17 報告第 6 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） まず、議案書 20 ページをお開きいただきたいと思います。ただ今議題としていただきました株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について、本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定によりまして、株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

お配りしております別冊 8 のほうを報告させていただきます。

株式会社 A S O ワークネットにつきましては、平成 19 年 11 月に設立されまして、今回が第 13 期目の決算報告となります。資本金 1,000 万円を阿蘇市が全額出資する株式会社でございます。

ページをあけていただきますと、1 ページ目、事業報告ということで、阿蘇山公園道路をはじめとする 4 つの事業、それから阿蘇体育館等の指定管理、これにつきまして 5 施設、それから阿蘇みんなの森等の芝刈り業務等の 2 業務を賄っておるところでございます。

資料を開けていただきますと 2 ページ目でございます。令和元年度の決算ということで、中段ほどに書いております。収入のほうは 2 億 672 万 1,097 円、また支出のほうは 2 億 680 万 7,381 円ということで、当期の短期の収支のほうは△8 万 6,284 円となっております。また、長期の部分に関しましては、当期の純利益が△12 万 678 円という状況に至っているところでございます。

資料 6 ページ目から各財務諸表を付けさせていただいておりまして、最後の 13 ページ目、こちらのほうに監査報告ということで 5 月 22 日に監査役のほうから監査していただきまして、適法に処理、記載されているということで御報告をいただいているところでございます。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 書類の内容について質疑等はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 18 報告第 7 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（湯浅正司君） 日程第 18、報告第 7 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の説明を簡潔にお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） 続いて、議案書 21 ページになります。ただ今議題としていただきました一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出についてということで、先ほどの報告第 6 号、ASO ネットと同様の提案理由でございます。

資料は別冊 9 のほうをお開きいただきたいと思います。

一般財団法人阿蘇テレワークセンターにつきましては、平成 24 年 4 月 1 日に設立されまして、9 年目の決算ということになります。資本金 3,000 万円を阿蘇市が全額出資する法人ということになっております。

ページを 1 ページ目から開けていただきますと、事業報告ということで付けさせていただいております。光ネットワーク施設の管理業務、これが事業開始と同じ 9 年目ということで、会員数のほうも 4,221 名ということで増加してきておるところでございます。各事業の内容等については、また別に資料 2 として付けさせていただいております。別冊 9 の 2 ページ目からが財務諸表ということになっております。収支の決算のほうは 2 ページ目の上段のほうになりますが、当期収入の合計が 7 億 6,680 万 320 円、また当期の支出合計が 7 億 1,663 万 1,175 円ということで、当期の収支差額、これを一番下に当期一般正味財産増減額と書いてございますが、こちらが収支になります。ここにありますように、4,144 万 7,176 円が黒字という状況でございます。

資料につきましては、各財務諸表を付けさせていただいております。27 ページのほうをお開きいただきますと当該監査のほうから帳簿等につきましても適正な執行が成されているということで報告がなされているところでございます。

また、28 ページからは資料 2 ということで、補足資料といたしまして各事業の状況等の資料を付けさせていただいているところでございます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 書類の内容について質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案等の質疑は終わりました。議案となっております議案第 48 号から議案第 57 号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これもちまして、本日の会議を散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前 11 時 27 分 散会